

空き家に関するよくある質問

Q 空き家は何が問題になりますか？

空き家が適正管理されず放置されていると、老朽化により周囲に危険が及んだり、放火、ごみの投棄などにより生活環境に悪影響を及ぼしたりする可能性もあります。

Q 所有者等にはどのような責任があるのですか？

たとえ空き家であっても、所有者等は建物や敷地を適切に管理する責任があります。もしも、倒壊や建築部材の飛散などにより近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、所有者等は損害賠償など管理責任を問われることがあります。

Q 相続、転居等により住宅等が空き家になりますが、手続きは必要ですか？

「空き家の管理等に関する届出書」を建築課に提出してください。届出書はこちら→



Q 空き家の不用品の片づけを行いたいのですが、市で軽トラック等の貸出は行っていますか？

清掃事業所又は北部公民館で貸出を行っていますので、お問い合わせください。

詳細はこちら→



Q 市外に居住しています。安城市内にある空家の樹木の剪定を自分で行う場合、枝等を剪定枝リサイクルプラントに搬入することができますか？

一度建築課又は清掃事業所までお問い合わせください。

Q 法定相続情報証明制度とは何ですか？

法務局に戸籍謄本等と相続関係を一覧に示した図（法定相続情報一覧図）を提出することで、登記官がその一覧図に認証文を付します。その後の相続手続きは、一覧図を使用することで、戸籍の取得が不要になります。

詳細はこちら→



Q 空き家の相続放棄をしたい場合はどうすれば良いのでしょうか？

原則として、空き家の所有者等が死亡し、相続の開始を知った時から一定の期間内に、管轄の家庭裁判所に手続きをする必要があります。手続きについては、司法書士等に相談することができます。

詳細はこちら→



Q 将来的な建物の相続に際し、遺言書を作成する場合の手続きについて教えてください。

遺言書の作成には、法律で様々な要件があります。弁護士や司法書士等の専門家に相談しながら作成することをお勧めします。